


所管部課		総務部 情報管理課	部長	阿部 晴彦			
件名		東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について		区分	○		1 審議事項
関係事項	条例規則						
	部課機関						
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正概要</p> <p>① 学童保育の事務が市長から教育委員会へ移管することに伴い、別表中市長の事務としているものを教育委員会の事務とする等所要の改正を行う。</p> <p>② 子育て支援課の子どもショートステイ事業及び保育課の保育利用事務・保育料徴収事務について、情報連携により他市から地方税情報を取得できるよう条例に事務を追加する。</p> <p>③ 庁内連携を活用した添付書類省略の規定を設けているが、具体的な連携の手段を規定していなかった。そこで、デジタル手続法（令和元年5月31日公布・令和元年12月16日施行）の趣旨及び情報システムを使用している現状を踏まえ、庁内連携は、原則として情報システムを使用した方法により行うことを規定する。</p> <p>(2) 施行日 組織改正に伴う改正は令和4年4月1日。その他の改正は公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改正に対応ができる。</li> <li>・情報連携により他市から地方税情報を取得することで、市民が提出する添付書類の省略が行えるようになる。</li> </ul>							
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和4年1月 文書課において審査済み。</p>							
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連携を行うためには、条例改正後、国の個人情報保護委員会へ届出を行い、個人情報保護委員会から認められる必要がある。最も早く認められた場合で、令和5年2月から情報連携が可能になる。</li> <li>・本改正に伴う庁内連携及び情報連携の実施のためのシステム改修は不要である。</li> </ul>							
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和4年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>							
<p>5. 審議結果</p>							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。